

## 財 産 目 録

平成31年03月31日 現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
預金						
普通預金	西日本シティ銀行 福岡銀行 ゆうちょ銀行		運転資金として (本部、軽費、 ヘルパーステーション)			34,942,125
	西日本シティ銀行 福岡銀行 ゆうちょ銀行		運転資金として (グループホーム)			27,560,730
定期預金	西日本シティ銀行 福岡銀行		運転資金として (軽費、ヘルパーステーション)			33,000,000
			小計			95,502,855
事業未収金	北九州サニーホーム		2、3月分介護報酬等			2,618,672
	グループホーム		2、3月分介護報酬等			5,292,859
			小計			7,911,531
未収補助金	北九州サニーホーム		平成年度施設機能強化推進 事業費補助金			344,000
立替金	北九州サニーホーム		検便代			594
前払金	北九州サニーホーム		借地料、リサイクル料等			350,187
	グループホーム		リサイクル料等			51,303
			小計			401,490
	流動資産合計					104,160,470
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
土地	北九州市小倉南区長野本町 三丁目1926番地1		第一種社会福祉事業 軽費老人ホームA型			33,330,798
建物	北九州市小倉南区長野本町 三丁目1番1号	1973年度	第一種社会福祉事業 軽費老人ホームA型 (新築)	92,000,000	91,999,999	1
	北九州市小倉南区長野本町 三丁目1番1号	1992年度	第一種社会福祉事業 軽費老人ホームA型 新館(増築)	16,857,400	10,355,620	6,501,780
	北九州市小倉南区長野本町 三丁目1番1号	2003年度	第一種社会福祉事業 軽費老人ホームA型 エレベーター(増)	12,000,000	10,217,645	1,782,355
	北九州市小倉南区長野本町 三丁目1番1号	2005年度	第一種社会福祉事業 軽費老人ホームA型 厨房(増築)	9,206,833	2,832,867	6,373,966
	北九州市小倉南区長野本 町四丁目1944番地	2005年度	第二種社会福祉事業 認知症対応型老人共同 生活援助事業(新築)	46,037,985	29,116,354	16,921,631
			小計			31,579,733
	基本財産合計					64,910,531
<b>(2) その他の固定資産</b>						
建物	消化設備他		軽費老人ホーム等の設備	35,897,636	13,173,154	22,724,482
構築物	高圧引き込み受変電設備他		軽費老人ホーム等の設備	9,671,000	6,423,937	3,247,063
車輛運搬具	ハイエスワゴン他4台		利用者送迎用及び事務用に 使用	7,947,742	7,141,871	805,871
器具及び備品	テレビ他		入居者用器具備品 事務用器具備品	27,958,461	24,583,561	3,374,900
ソフトウェア	給与ソフト		職員の給与計算	806,760	309,258	497,502
その他の積立資産	人件費積立資産 設備整備積立資産		将来における人件費の不足、 建物整備(修繕、改修等) の為の積立			60,800,000
	その他の固定資産合計					91,449,818
	固定資産合計					156,360,349
	資産合計					260,520,819
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金						11,644,144
預り金						2,085,810
賞与引当金						4,600,500
	流動負債合計					18,330,454
<b>2 固定負債</b>						
退職給付引当金						1,686,900
	固定負債合計					1,686,900
	負債合計					20,017,354

## 財 産 目 録

平成31年03月31日 現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
差引純資産						240,503,465

## (記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
- ・なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- ・また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。